

仕 様 書

- 1 件 名 心臓・脳血管センター屋上等防水修繕
- 2 契約期間 契約締結日 から
令和9年(2027年)3月31日 まで
- 3 修繕場所 草加市草加二丁目21番1号 草加市立病院
- 4 支払方法 修繕完了払
- 5 修繕内容
 - (1) 修繕内容
別紙のとおり
 - (2) 修繕現場管理
次の事項に留意の上、修繕を実施すること。
 - ア 安全対策等
 - ① 病院において診療等を実施していることから、病院運営区域と修繕区域を明快かつ安全に区画し、健全な療養環境、医療環境の確保に努める。また、安全対策・停電協議等は、病院と十分打ち合わせの上、診療等に影響を与えないよう必要な対策を実施する。
 - ② 事前に作業工程、時間、区域等を明確にし、病院機能の維持に支障を来さないよう担当職員と協議の上、関係者への調整を行う。
 - ③ 作業工程上、火気の使用が必要な場合は、担当職員と別途協議の上、承諾を得ること。
 - イ 既存部分等への処理
 - ① 目的物の施工済み部分や既存設備等について、汚損しないよう適切な養生を行う。
 - ② 修繕施工に際し、既存部分を汚損した場合は、担当職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて修復する。
 - ウ 後片付け 作業完了時には、適切な後片付け及び清掃を行う。
 - エ その他 修繕が完了時には担当職員の検査を受け、合格後修繕完了報告を行う。
- 6 個人情報の保護
業務上、知り得た事項を漏らしてはならない。
- 7 そ の 他
 - (1) 草加市環境マネジメントシステムに関する取り組みに協力すること。
 - (2) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者は不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、病院事業管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市立病院及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (3) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
 - (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

8 問 合 せ 先 草加市立病院 施設管理課 建物設備修繕担当
電話 048(946)2200(代表)